

## 議案第53号

さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について

さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例

さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第109号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長の給与、旅費及び勤務時間等については、この条例の規定による廃止前のさいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「廃止前の条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の条例第6条第2項の規定により期末手当を支給する場合には、同項中「100分の140」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の155」とあるのは「100分の162.5」とする。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。